

保険法の見直しに関する中間試案の  
取りまとめに向けた議論のためのたたき台（４）

（前注）本資料における資料作成上のルールは、基本的に「[保険法部会資料9](#)」と同じであるが、「」を付した事項については、実質的な規律の内容を本文に掲げ、法文を意識した記載をしていないところもある。

第４ 生命保険契約に関する事項

２ 生命保険契約の効力・変動

(7) 保険契約の解除によって保険金受取人等が保険金を取得することができなくなる事態を防ぐための方策

（現行商法の関連条文）

第 6 5 2 条 他人ノ為メニ保険契約ヲ為シタル場合ニ於テ保険契約者力破産  
手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキハ保険者ハ被保険者ニ対シテ保険料ヲ請求  
スルコトヲ得但被保険者力其権利ヲ抛棄シタルトキハ此限ニ在ラス

第 6 8 3 条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十  
六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六  
百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六  
百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

（略）

保険契約者及び保険者以外の者が生命保険契約の解除をすることによって保険金受取人等が保険金を取得することができなくなる事態を防ぐための方策を設けるものとする。

そのための具体的な方法としては、例えば、次のようなものが考えられるが、どうか。

ア 保険契約の解除の効力発生前に採ることができる方法

破産管財人又は保険契約者の債権者が保険者に対して保険契約の解除の通知をしたときは、その解除は、保険者が解除の通知を受けた日から〔２週間〕を経過した日にその効力を生ずるものとする。

の場合において、〔一定の者〕が解除の効力が生ずる前に、保険契約者の同意を得て、契約の解除の通知をした者に対して解除の効力が生

じた場合にこの者が支払を受けることができる金額の全部に相当する金銭を支払ったときは、の解除の効力は生じないものとする。

に定める金銭を支払った者は、その時に保険金受取人になるものとする。

に定める金銭を支払った者は、その時に保険契約者としての権利義務を保険契約者から承継するものとする。ただし、保険者がそのことを知った後遅滞なく反対の意思を表示したときは、この限りでないものとする。

ただし書の場合には、2(4)ア(ア)のにかかわらず、保険契約者は保険金受取人の変更をすることができないものとする。ただし、保険金受取人が承諾したときは、この限りでないものとする。

ただし書の場合には、4(1)にかかわらず、保険契約者は保険契約の解除をすることができないものとする。

(問題点) 1 本文の〔一定の者〕については、保険金受取人(被保険者の相続人が保険金受取人に指定されているときは、その推定相続人(民法第892条参照))であって被保険者と生計を一にする親族(「親族」の意義について1(2)イの(注1)参照)とすることで、どうか。また、保険契約者は、〔一定の者〕に当たるとしても、本文の方法を採ることができないものとする必要があるか。

2 本文に定める期間(2週間)内に保険事故が発生した場合には、保険者は、保険金額のうちいわゆる解約返戻金相当額は破産管財人又は保険契約者の債権者に対して支払い、その残額を保険金受取人に対して支払うものとすることについて、どのように考えるか。

3 保険者がいわゆる解約返戻金や保険金等の二重弁済の危険にさらされることを防止するための方策を設ける必要があると考えられるが、その具体的な内容について、どのように考えるか。

4 保険契約者の債権者が契約の解除の効力が生じた場合に支払を受けることができる金額が保険契約者の保険者に対する債権(解約返戻金請求権等)の一部である場合の法律関係や、解約返戻金請求権等について差押えが競合した場合の法律関係について、どのように考えるか。

(補足) 1 本文は、保険契約者について破産手続開始の決定があり、破産管財人がいわゆる解約返戻金や未経過保険料(これらを本文では「解除の効力が生じた場合にこの者が支払を受けることができる金額」と表現している。)を現金化するために保険契約の解除をしたり(破産法第53条第1項参照。任意解除については4(1)参照。)、いわゆる解約返戻金請求権を保険契約者の債権者が差し押さえ、その者が取立権(民事執行法第155条第1項本文)

に基づいて保険契約の解除をしたりすること（最判平成 11.9.9 民集 53・7・1173）を主として想定した規律であるが、これ以外にも、解約返戻金請求権の質権者が契約の解除をしたり（民法第 366 条第 1 項）、保険契約者の債権者が保険契約者の任意解除権を代位行使したり（民法第 423 条）する場合等にも本文の規律が適用される（本文や（問題点）ではとりあえずこのうち典型的な場合を記載している。）。なお、本文の各規律は、破産管財人又は保険者の債権者等による契約の解除の効力が生ずるまでに限って適用される（解除の効力発生後の規律についてはイ参照）。

- 2 生命保険契約においては、破産管財人又は保険契約者の債権者等が契約の解除の効力が生じた場合に支払を受けることができる金額（解約返戻金等の額）と、保険事故が発生した場合に保険金受取人が取得することができる金額（保険金額）との間には差があることが多く、破産管財人又は保険契約者の債権者等が前者を取得するために保険契約の解除をすることによって後者をも当然に喪失させることは、生命保険契約の生活保障等という機能を損なうことになりかねず、これを防止するための方策が必要であると考えられる。また、生命保険契約は、いったん解除されると、被保険者の健康状態や年齢等によっては再度締結することができなかつたり、仮に保険契約を締結することができるとしても、保険料が高額となつたりするなどという事態があり得ることから、従前の契約を存続させる方策を認める必要性が高いといえることができる。

この点については、第 6 回会議において、このような方策が具体的にどのような場合に必要なのかという指摘もされたが、保険契約者について破産手続開始の決定があつた場合や解約返戻金請求権が差し押さえられた場合には、保険契約者を変更しても（保険契約者が契約上の地位を第三者に譲渡しても）破産手続や差押債権者に対抗できないと考えられる（破産法第 47 条第 1 項、民事執行法第 145 条 1 項参照）し、このようなおそれが生じた段階で保険契約の解除を防止するために保険契約者を変更することは、否認権（破産法第 160 条第 1 項）や詐害行為取消権（民法第 424 条）との関係でその効力に疑義が生じ得ることは否定できず、これらのことを前提とすれば、保険契約に関係する複数の者の利害を調整するために、破産管財人や保険契約者の債権者等の利益を実現することを前提としつつも、契約の解除がされることによって保険金受取人等が受ける不利益を回避する制度を設けることが必要といえることができる（差押えについては、差押禁止債権の範囲の変更（民事執行法第 153 条）の制度もあるが、保険金受取人にはその申立権がなく、また差押命令が全部取り消されない限り、契約の解除を防ぐことはできない。）（このような趣旨・目的からすれば、保険契約者が個人であるか、法人であるかを問わず、保険金受取人が本文の〔一定の者〕であ

る限り、同一の方策を認めることが考えられる。 )。

なお、保険契約者について破産手続開始の決定があった場合については、保険金受取人が解約返戻金相当額を破産管財人に支払うことなどにより、破産管財人が解約返戻金請求権を財団から放棄し、これによって契約を存続させるという実務があるといわれているが、これは本文の規律と両立するものであると考えられる。

- 3 本文 は、解除の効力発生時期を遅らせることによって、〔一定の者〕が本文 の手段を採ることができる機会を保障するための規律である。

本文 であらゆる保険契約について解除の効力発生時期を遅らせることとしているのは、〔一定の者〕が本文 の手段を採る機会を保障するためであるが、実体法上〔一定の者〕がないことが明らかな保険契約についてまでこのような効力を及ぼすことの当否については検討する必要がある。

また、〔2週間〕という期間については、〔一定の者〕が本文 の場合に当たることを認識し、本文 に定める金銭を調達し、保険契約者の同意を取り付けるための期間という位置付けであり、例えば、解約返戻金請求権の差押えを念頭に置けば、差押債権者が契約の解除をすることができるのは、早くても債務者である保険契約者に対する差押命令の送達の日から1週間を経過したときである(民事執行法第155条第1項本文)から、これを加算すれば少なくとも3週間の猶予があることになるところ、この期間とすることによりか等について検討する必要がある。

他方で、本文 で〔2週間〕の猶予を認めた結果、破産管財人や保険契約者の債権者等に不利益が及ぶことは極力防止する必要があると考えられることから、(問題点)2では、この期間内に保険事故が発生した場合(本来であれば解約返戻金請求権が消滅する場合)であっても、解約返戻金相当額を取得することができるような措置(保険金額のうち解約返戻金相当額を破産管財人又は保険契約者の債権者等に対して支払う措置)を講ずることを提案している。これ以外に必要な規律はないか(なお(補足)9参照)を含め、検討する必要があると考えられる。

- 4 本文 では、保険契約者の同意と、破産管財人又は保険契約者の債権者等が契約の解除の効力が生じた場合に支払を受けることができる金額(例えば、解約返戻金の額)の全部に相当する金銭を破産管財人又は保険契約者の債権者等に対して支払うことを要件としている。

まず、保険契約者の同意は、本文 において保険契約者の地位の承継を定めていることから必要となるものである。すなわち、民法では、契約上の地位の移転には原則として契約当事者の同意(承諾)が必要と解されていることから、本文 のような効果を生じさせるためには、契約当事者である保険契約者の同意を要件としておく必要があると考えられる。なお、〔一定の者〕

が2人以上いる場合には、保険契約者としてはそのうち複数名が共同で に定める金銭を支払い、これらの者を保険金受取人（保険契約者）として契約を存続させることを「同意」の際に希望する（そうでない限り同意しないとすることも可能とも考えられる）。

また、解約返戻金等の額を破産管財人又は保険契約者の債権者等に対して支払うことを要件としているが、これは、本文 の解除の効力が生じないとするためには、破産管財人又は保険契約者の債権者等の利益を実現する必要があるという考えによるものである。

この点に関連して、保険契約者の債権者が解約返戻金請求権等を差し押さえていた場合には、その差押命令をめぐる法律関係（差押命令の効力等）を整理する必要があると考えられる。

- 5 本文 に定める金銭を支払うことができる者の範囲については、（補足）2に記載したような制度の趣旨・目的からすれば、保険契約の解除がされなければ保険金を取得し得る者のうち生活保障の必要性が高い者に限るべきと考えられ、このような視点で（問題点）1のような問題提起をしており、その範囲について検討する必要がある。

（問題点）1に掲げるような者に限ることによって、従前保険契約に全く関係のなかった者が保険金受取人（保険契約者）となることによる不都合（モラル・リスクの懸念等）を回避することもできると考えられるが、保険金受取人の変更の規律（2(4)ア参照）についてどのような規律を採用したとしても、その時点の保険金受取人が実体法上だれであるのかを本文 に定める金銭を支払おうとする者や保険者、破産管財人、差押債権者等が知り得ないとも考えられ、〔一定の者〕の要件として保険金受取人であることを掲げることの当否について検討する必要があるし、本文 では保険契約者の同意を要件としていることから、これを活用してその時点の法律関係を整理することも考えられる（例えば、 に定める金銭を支払った者が実体法上その時点で保険金受取人でなかったとしても、その者が に定める金銭を支払った場合には、保険契約者がその者を新たな保険金受取人に変更したものとすることも考えられる。ただ、この点に関しては、破産手続開始の決定があった後に保険金受取人を変更してその保険金受取人が本文 の手段を採ることを無制限に認めてよいかという観点からも検討する必要がある。）。

さらに、傷害・疾病保険契約との関係についても検討する必要があるし、例えば、一つの契約において、死亡給付のほかに、傷害・疾病給付が約定されている場合において、死亡保険金の保険金受取人が傷害・疾病給付の保険金受取人ではなかったときは、死亡給付の部分についてだけ契約の存続をすることを認めるべきか、それとも傷害・疾病給付の部分についても併せて契約の存続を認める必要があるのか、契約がどのような仕組みとなっているのかと

も関連して、検討する必要がある（同様のことは生存保険契約との関係についても検討する必要があるように考えられる。）。

この点については、例えば、死亡給付については、本文の規律により、に定める金銭を支払った者を保険金受取人とするが、傷害・疾病給付については、従前保険金受取人とされていた者を引き続き保険金受取人とすることも許容するとか、契約のうち傷害・疾病給付に関する部分だけを解除することができるような場合には、その部分を除いて存続させることも許容するといったことが考えられる。

なお、保険契約者が〔一定の者〕に当たることもあり得ることから、（問題点）1では、この場合に保険契約者が本文の規律によって契約を存続させることを認めるべきかについても問題提起しているが、本文は保険契約者について破産手続開始の決定があった場合等に適用される規律であり、保険契約者に本文のような手段を法律上認めることには疑問もある。

6 本文では、に定める金銭を支払った者を保険金受取人とすることを提案している。

これは、に定める金銭を支払った以上、その者だけを保険金受取人とするのが素直であるという考えによるものであり、この規律によって、に定める金銭を支払った者以外の保険金受取人は保険金受取人ではなくなり、に定める金銭を支払った者だけが保険金受取人となることになる。

なお、保険契約者において〔一定の者〕のうち複数の者が共同でに定める金銭を支払うことを希望することができることは（補足）4に記載したとおりであり（〔一定の者〕に当たる複数の者が自発的に共同でに定める金銭を支払うこともあり得る。）、本文によって保険契約者となった〔一定の者〕は保険金受取人の変更権を有するから、新たに別の者を保険金受取人として指定することも可能である。

7 本文では、に定める金銭を支払った者が保険契約者の権利義務（契約上の地位）を承継するものとするを提案している。

この点については、契約上の地位を承継するものとしなければ制度の趣旨・目的を実現することができないかどうかという観点から検討する必要がある。

まず、〔一定の者〕がに定める金銭を支払ったにもかかわらず、再度契約の解除がされる事態が生じないようにする必要があると考えられるが、このためには、契約の解除がされたとしても保険契約者が解約返戻金等の金銭を取得しない形にすることが考えられ（例えば、保険契約者に解約返戻金が帰属しないようにすれば、この請求権が破産財団に属することはないし、またこの請求権を保険契約者の債権者が差し押さえることはできないことになる。）、また、保険契約者の意思によってに定める金銭を支払った者が

保険金を取得することができなくなる事態を防ぐために、( )保険契約者は原則として保険金受取人を変更することができないという規律、( )保険契約者は契約の任意解除をすることができないという規律、( )保険料が分割払の場合には、 に定める金銭を支払った者が保険料を支払う義務を負うという規律が必要とも考えられる( ( )については第三者の弁済(民法第474条第1項)や商法第683条第1項において準用する同法第652条との関係を整理する必要がある。 )。

しかし、これらの規律を設けるよりも、端的に保険契約者が変更されるとする方が法律関係も簡明となるから、本文では、保険者が反対の意思を表示しない限り、保険契約者の地位の承継を伴うこととし、これによって、解約返戻金請求権等の保険契約者の権利を に定める金銭を支払った者に帰属させることを提案している(本文の規律とは別に保険契約者の地位の承継を任意にさせることも考えられないではないが、手続を仕組むに当たっては、すべてを一体として定めることが相当と考えられる。 )。

もっとも、保険契約者の地位の承継を認めるためには、民法の一般法理との関係で、契約当事者である保険者の同意が必要であること(保険契約者の同意については本文 及び(補足)4参照。なお、保険者による保険契約の包括移転について保険業法第135条以下参照)から、本文 のただし書では保険者に反対の意思を表示する機会を与えることとしている。

保険者が反対の意思を表示した場合には、上述したような再度保険契約の解除がされたり、保険契約者の意思によって に定める金銭を支払った者が保険金を取得することができなくなる事態が生じたりするのを防ぐ方策を設ける必要があると考えられることから、本文 及び の規律を設けることを提案している。これら以外に必要な規律がないかについても、併せて検討する必要がある。

なお、本文 及び に関連し、被保険者の同意が必要かということが問題となるが、保険金受取人の変更を伴う場合には、被保険者の同意(2(4)ア(ウ)参照)が必要と考えられる。これに対し、保険金受取人の変更を伴わない場合に被保険者の同意が必要かどうかについては、保険契約者の変更について被保険者の同意が必要かどうか(2(3)の(注4)参照)を踏まえて考える必要がある。

8 (問題点)3では、保険者が保険金等の二重弁済の危険にさらされることを防止するための規律(例えば、 に定める金銭を支払った場合にこれを保険者に知らせること、保険者に対する対抗要件を定めること等)を設けることを前提として、その内容について問題提起している(2(4)ア(ア)の本文 参照)。

9 (問題点)4は、本文をめぐる法律関係について問題提起するものである。

まず、保険契約者の債権者が契約の解除の効力が生じた場合に支払を受けることができる金額が解約返戻金請求権等の一部である場合の法律関係について問題提起している。

これについては、本文の規律により保険契約者の地位の承継が生じ、これによって保険契約者の権利がに定める金銭を支払った者に移転することによっていかについて検討する必要があると考えられる。これは、保険契約者の一般債権者との利害の調整という観点から検討する必要がある、例えば、保険契約者とに定める金銭を支払った者との間で保険契約者の権利の価額とに定める金銭の額との差額を精算する義務を課すことなどが考えられ、その当否又は代替措置の有無について検討する必要がある。

次に、解約返戻金請求権等について差押えが競合した場合の法律関係について問題提起している。

この場合には、保険者は差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭や差し押さえられた部分に相当する金銭を供託しなければならないとされており（民事執行法第156条第2項）、これとの関係で、本文の規律をどのように仕組むのがよいのか等について検討する必要がある。

この点に関連し、に定める期間（2週間）の間に差押えが競合した場合にも供託と配当等（民事執行法第156条第2項、第166条）という手続によることによいかについても検討する必要がある。

10 本文の規律については、実務上生じ得る問題点等を踏まえて更に検討する必要があると考えられ、併せて強行規定性についても考える必要がある。

## イ 保険契約の解除の効力発生後に採ることができる方法

破産管財人又は保険契約者の債権者による契約の解除の効力が生じたときは、〔一定の者〕は、その日から〔1か月〕以内に限り、保険者に対して契約の存続を請求することができるものとする。

の請求をした者がに定める期間内に、保険契約者の同意を得て、保険者に対して保険者が保険契約の解除に伴い破産管財人又は保険契約者の債権者に対して支払った金額の支払をした場合には、契約は解除されなかったものとみなすものとする。ただし、保険者がの請求があった後遅滞なく反対の意思を表示したときは、この限りでないものとする。

の請求をした者がに定める期間内に、保険契約者の同意を得て、保険者に対して保険金額の減額の申込みをし、保険者がこれを承諾したときも、と同様とするものとする。

及びの場合には、の請求をした者は、その時に保険金受取人になるものとする。



及び の場合には、 の請求をした者は、その時に保険契約者としての権利義務を保険契約者から承継するものとする。

(問題点) 1 本文 の〔一定の者〕については、アの(問題点) 1と同様に考えるものとするので、どうか。

2 〔一定の者〕が の請求をし、本文 によって契約が解除されなかったものとみなされた場合において、解除の効力が生じた後その請求をする時までの間に保険事故が発生していたときに、保険者が保険金支払責任を負うこととすべきかについて、どのように考えるか。また、 の請求をした後〔一定の者〕が に定める金額を支払い、又は保険者が の承諾をする時までの間に保険事故が発生した場合は、どうか。

(補足) 1 本文は、アの規律と同じ趣旨・目的に基づく規律であって、契約の解除がされた後に解除されなかったものとみなす(契約の存続を認める)ことによって、保険金受取人等が保険金を取得することができなくなる事態を防止しようとするものである。

例えば、アの規律を設けたとしても〔一定の者〕がその規律によって契約を存続させることができることを知る機会がなかった場合(そもそも保険契約者について破産手続開始の決定があったことや、保険契約者の債権者が解約返戻金請求権を差し押えたことを知らなかった場合等)も考えられるし、いわゆる解約返戻金請求権を質権の目的としていた保険契約者の債権者が契約の解除をしたり、保険契約者の債権者が保険契約者の任意解除権を代位行使したりする場合には、理論上は保険契約者さえも契約の解除がされたことを知る手段はないから、ましてや〔一定の者〕はアの方法を採る機会があることを知らないことも考えられる。さらに、アの本文 の期間(2週間)内に解約返戻金相当額の調達ができなかった場合にも、アの規律だけでは不十分と考えられ、第6回会議においても、〔一定の者〕に常に解約返戻金相当額を支払わせることが現実的かとの指摘もされたところである。

これらの場合にはアとは別の規律を設けなければ、制度の趣旨・目的とするところは実現されないことになると考えられる(これらの事態は、アの制度を仕組む際に考慮に入れることも考えられ、併せて検討する必要がある。)ことから、イにおいて契約の解除の効力発生後の規律をも設けることを提案している。

この点については、第6回会議において、契約の解除後に契約を存続させるための規律を設けるという発想をすることによって、従来アのような考え方で解決困難といわれていた問題点を解決することができる旨の指摘がされたところであり、本文では、このような方向で契約の解除後の規律を提案している。

なお、第6回会議において、保険法部会資料7の第5の6の本文 の規律

(契約の解除後の規律)については、約款上の保険料不払による契約の復活との関係について整理が必要である旨の指摘もされたが、本文の制度と約款上の復活とはその事由を異にする制度であり(本文の規律は保険者が保険料不払を理由として契約が解除された(失効した)場合には適用されない。)、その規律の範囲は明確に区別されるほか、本文では、その期間を〔1か月〕に限定することを前提として、被保険者等が告知をすることを要件とはせず、しかも約款で定める自殺免責期間が改めて進行を開始する等という効果もないという点で約款上の契約の復活と要件や効果を異にする制度であるといえることができる。

2 本文は、破産管財人又は保険契約者の債権者等が契約の解除をし、その効力が生じたときは、〔一定の者〕がその日から〔1か月〕以内に限り、保険者に対して契約の存続を請求することができることを提案している。

本文の〔一定の者〕の意義については、アの(補足)5に記載したのと同じである。〔1か月〕という期間の相当性についても、アの〔2週間〕という期間とのバランスを含め、検討する必要がある。

また、本文やの規律は、アの本文やの規律と同様の考え方によるものである。

アと異なるのは、保険者が契約上の地位の承継について反対の意思を表示した場合の規律を設けていない点であり、これは契約がいったん解除された以上、保険者が契約上の地位の承継について反対の意思を表示した場合に、アの本文のやのような規律を設け、保険契約者を契約関係に拘束することは相当ではないという考えによるものであるが、その当否について検討する必要がある。

さらに、本文では、の請求をした者が保険者に対して保険金額の減額の申込みをし、保険者がこれを承諾したときも、本文と同様の効果を認めることを提案している。

これは、(補足)1に記載したとおり、第6回会議において、〔一定の者〕に解約返戻金相当額を支払わせることが現実的かとの指摘がされたことを踏まえ、契約上可能な場合には、〔一定の者〕が保険者に対して解約返戻金相当額の全部を支払わずに契約の存続をさせることができる手段を設けることを提案するものである。

もっとも、保険金額の減額によって契約を存続させることを保険者に強制することは相当ではないとも考えられることから、本文では保険者の承諾を要件としている(解約返戻金の一部を支払うことが必要かどうか、それとも全く支払わなくてよいかについても、保険者の判断によることになる。)。保険金額の減額以外にも保険料の増額等をも法律上規定することとすべき

か、その他必要な規律はないかについても、併せて検討する必要がある。

3 (問題点) 2では、 に定める期間(1か月)内に保険事故が発生した場合に保険者が保険金支払責任を負うこととすべきかについて問題提起している。

これに関連し、アの(問題点) 2においては、保険金受取人に対して保険金額から解約返戻金相当額を控除した金額を支払うことを提案していることから、これとのバランスからすれば、 に定める期間(1か月)内に保険事故が発生した場合にも保険者が保険金支払責任を負うこととすべきようにも考えられる。

しかしながら、いったん解除の効力が生じた以上、本文 の手続を採るまでの間に保険事故が発生した場合には、仮にその後に本文 の手続を採ったとしても、保険金は支払わないことでよいとも考えられる。これに対し、本文 の請求をした後本文 により契約の解除がされなかったものとみなされるまでの間に保険事故が発生した場合に保険者が保険金支払責任を負うこととすべきかについては、保険事故が発生した後にこれを知って の請求をするという事態は生じないこと等を踏まえ、検討する必要があると考えられる。

4 本文の規律については、実務上生じ得る問題点等を踏まえて更に検討する必要があると考えられ、併せて強行規定性についても考える必要がある。

(生命保険契約の効力・変動関係後注)

保険料の支払時期及び支払場所については、第1の2の(損害保険契約の効力・変動関係後注) 1参照。 【各契約共通事項】

### 3 保険事故の発生による保険給付

#### (1) 被保険者死亡の通知義務 【各契約共通事項】

保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

(現行商法の関連条文)

第681条 保険契約者又ハ保険金額ヲ受取ルヘキ者カ被保険者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク保険者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

(注1) 現行商法第681条の発信主義を改めることについては、第1の3(1)の(注1)参照。いわゆる説明義務を法定すべきであるとの考え方の採否については、第1の3(1)の(注2)参照。

(注2) 本文の「保険金受取人」には、保険金請求権の譲受人、質権者等を含めない方

向で、なお検討することとする。

(注3) 生存保険契約については、本文の規律と同様の規律は設けないものとする。

(注4) 本文の規律の性質(強行規定か任意規定か)については、第1の3(1)の(注3)参照。

## (2) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

保険金の支払について期限の定めがないときは、保険者は、保険金の支払の請求を受けた後、保険事故の発生の確認のために通常必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わないものとする。

保険金の支払について期限の定めがある場合において、その期限が〔合理的な期間〕を超えるときは、保険者は、その〔合理的な期間〕を経過した時から、遅滞の責任を負うものとする。

保険金受取人又は保険契約者が保険金の支払のために必要な調査を故意に妨げ、又はこれに欠くことのできない協力を正当な理由なく拒み、これによってその調査が遅延することとなったときは、その遅延した期間について、保険者は、遅滞の責任を負わないものとする。

(現行商法の関連条文)

規定なし

(問題点) 1 本文の〔合理的な期間〕を保険金の支払の請求があった日から一定の日数とし、これを明示することについて、どのように考えるか(第1の3(6)の(問題点)1参照)。

2 本文には、保険金受取人等が免責事由の存否等に関する調査を妨げ、又はこれに不可欠な協力を拒んだ場合を含めることでよいか(第1の3(6)の(問題点)2参照)。この点について、本文の場合と本文の場合とで分けて考えるべきか。

3 本文の場合において、その期間が経過する前に保険事故の発生の確認が終了したとき、又は本文の場合において、その期間が経過する前に保険金の支払のために必要な調査が終了したときは、その時から保険者は遅滞の責任を負うものとすべきか(第1の3(6)の(問題点)3参照)。

(注1) 保険金の支払について期限の定めがない場合、保険者が保険事故の確認のために通常必要な期間が経過していないことを証明しない限り、保険者は、保険金の支払の請求を受けた時から遅滞の責任を負うことになる(民法第412条第3項参照)。

(注2) 本文の「通常必要な期間」及び本文の〔合理的な期間〕は、その保険契約の種類、保険事故の内容、免責事由等に照らして、一般的に必要又は合理的と認

められる期間を意味するものであるが、その規定振りについては、なお検討することとする。

(注3) 本文 には、一律に支払期限を定めるもの(例えば、保険金の支払の請求があった日から 日以内とする定め)のほか、場合を分けて支払期限を定めるもの(例えば、調査の必要がない場合は 日以内とし、調査事項を明示した上でその必要がある場合は 日以内とする定め)も含まれるものと考えられる。

(注4) 本文 の「保険金受取人」に保険金請求権の譲受人、質権者等を含めるかどうかについては、なお検討することとする。

(注5) 生存保険契約については、本文の規律と同様の規律は設けないものとする。

(注6) 本文の規律の性質(強行規定か任意規定か)については、その内容を踏まえて、なお検討することとする。

(補足) 1 本文では、損害保険契約における保険金の支払時期に関する規律(第1の3(6)参照)と同様に、期限の定めがある場合と期限の定めがない場合とに分けて、保険金の支払について保険者が遅滞の責任を負うべき時期を定めることを提案している(その趣旨については、第1の3(6)の(補足)参照)。

なお、本文では、期限の定めがある場合とない場合とに分けて規律を整理しているが、法文化に当たっては、これらを区別することなく規律を設けることも考えられる。また、本資料では、生命保険契約に固有の問題があるかどうかを議論するため、あえて損害保険契約と同様の規律を本文に掲げているものであり、具体的な規定振りについては、第9回会議における議論も踏まえて、更に検討する必要があると考えられる。

2 (問題点) 2では、本文 に保険金受取人等が免責事由の存否等の調査を妨げ、又はこれに不可欠な協力を拒んだ場合を含めることでよいかについて問題提起している。

この点に関し、第9回会議において、本文 の場合には、その期間内に免責事由の存否等の調査を行うことが予定されているため、その調査が妨げられた場合等に保険者が遅滞の責任を負わないとすることにも合理性があるが、本文 の場合には、その期間内に免責事由の存否等の調査を行うことが予定されていない以上、仮にその調査が妨げられるなどしたとしても保険者が遅滞の責任を免れる理由はないのではないかと指摘があった。

このような指摘を踏まえ、(問題点) 2では、本文 の規律の対象に関し、本文 の場合と本文 の場合とで分けて考えるべきかどうかについても、併せて問題提起をしているものである。

3 (注2)では、本文 の「通常必要な期間」及び本文 の〔合理的な期間〕の意義に関し、第9回会議において、個々の保険契約者ごとに判断するのか、それともその生命保険契約全体について判断するのかについて指摘があったことを踏まえ、その基本的な考え方を示すものである。

本文 については、個々の保険契約者ごとに必要な期間を判断することも考えられるが、「通常必要な期間」とした趣旨は、現に保険事故の確認が終了していない場合であっても、一般的に必要な期間を超えて支払の猶予を認めないことにある。

ただ、この点に関しては、同会議において、そもそも期限の定めがない場合の猶予期間を法定する必要はないのではないかと指摘もあつたところであり、期限の定めがない場合に関する規律全体の在り方として、更に検討する必要があると考えられる。

### (3) 保険金請求権の消滅時効 【各契約共通事項】

第1の3(7)参照。

(現行商法の関連条文)

第663条 保険金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ二年保険料支払ノ義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

(注) 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする(保険金請求権が定期金債権である場合の消滅時効について、第1の3(7)の(注3)参照)。

### (4) 保険者の免責 【各契約共通事項】

保険者は、次に掲げる場合には、保険金を支払う責任を負わないものとする。

(ア) 被保険者が自殺によって死亡したとき。

(イ) 保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合においては、保険者は、その残額を支払う責任を免れることはできない。

(ウ) 保険契約者が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。

(エ) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱によって被保険者が死亡したとき。

(現行商法の関連条文)

第640条 戦争其他ノ変乱ニ因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス

第680条 左ノ場合ニ於テハ保険者ハ保険金額ヲ支払フ責ニ任セス

- 一 被保険者力自殺、決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ
- 二 保険金額ヲ受取ルヘキ者力故意ニテ被保険者ヲ死ニ致シタルトキ但其者力保険金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ保険者ハ其残額ヲ支払フ責ヲ免ルルコトヲ得ス
- 三 保険契約者力故意ニテ被保険者ヲ死ニ致シタルトキ  
(略)

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス  
(略)

- (注1) 現行商法第680条第1項第1号の「決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行」については、法定の免責事由として掲げることとはしないものとする。
- (注2) 本文(ア)について、生命保険契約の締結後(又は保険者の責任開始後)一定の期間内に被保険者が自殺した場合に限って免責とすべきであるとの考え方があるが、このような考え方の採否については、法律上免責期間を限定することの当否に加え、具体的な免責期間をどのように定めるか、その期間経過後に保険金取得目的で被保険者が自殺した場合をどのように位置付けるか等の問題も含めて、なお検討することとする。また、本文(ア)の「自殺」には、精神障害中の自殺は含まれないと考えられるが、その規定振りについては、なお検討することとする。
- (注3) 本文(イ)の「保険金受取人」には、保険金請求権の譲受人、質権者等も含める方向で、なお検討することとする。
- (注4) 生存保険契約については、本文の規律と同様の規律は設けないものとする。
- (注5) 本文の規律の性質(強行規定か任意規定か)については、第1の3(8)の(注3)参照。

(保険事故の発生による保険給付関係後注)

保険金請求権等の生命保険契約に基づく権利について、一定の範囲内で差押えを禁止する旨の規定を設けるかどうか、保険者の財産に対する一般先取特権を付与する旨の規定を設けるかどうかについては、第1の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注)2参照。 【各契約共通事項】

(補足) 差押禁止については、第2回会議において、保険法において規定を設けるべきである旨の意見が出されたところであるが、公的な保険制度とは別に任意に締結される保険契約に基づく保険金請求権等について差押禁止を定めることの当否(必要性)には疑問もあるほか、預金返還請求権等との均衡(預

金をしている人と保険契約を締結している人との均衡)という観点からみても差押禁止を定めることは困難であるとも考えられる。

上記意見は、保険金受取人に確実に保険金が支払われるようにする必要がありということその根拠として考えられるが、現行法上も、債務者である保険金受取人の生活の状況その他の事情を考慮して差押命令の全部又は一部を取り消す方法(民事執行法第153条)等も存在しており(また、いわゆる年金保険契約に基づく保険金請求権等の定期金債権については、現行法上も、民事執行法第152条第1項第1号の要件を満たす場合には、その一部が差押禁止債権になると解されている。)、これに加えて一般的に差押禁止とする規定を設けることの当否(必要性)については慎重に検討する必要があると考えられる。

#### 4 生命保険契約の終了

(生命保険契約の終了関係前注)

生命保険契約が終了する場合としては、被保険者が死亡した場合(ただし、被保険者が死亡したとしても、その遺族に対して年金払で保険金を支払うような場合には、契約は終了しないと考えられる。)、保険期間が満了した場合、保険契約の解除がされた場合、約款等において定められた終了事由が生じた場合が考えられる。

##### (1) 保険契約者による任意解除 【各契約共通事項】

保険契約者は、いつでも生命保険契約の解除をすることができるものとする。

(現行商法の関連条文)

第653条 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テハ保険契約者ハ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ為スコトヲ得

第683条 第四百四十条、第四百四十二条、第四百四十三条、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百四十九条第一項、第四百五十一条乃至第四百五十三条、第四百五十六条、第四百五十七条、第四百六十三条及ヒ第四百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

(注1) 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 本文の規律は、任意規定とする。

なお、保険契約者が本文の解除権を放棄することができるかについては、なお検討する必要がある。

(補足) (注2)では、保険契約者が本文の解除権を放棄することができるか(契約の解除をしない旨の意思を表示したときに、保険契約者又はその相続人等が契約の



解除をすることができないことになるか) について問題提起している。

この問題は、現行商法第675条第2項を改正することの当否という観点からも検討する必要があると考えられる。すなわち、同条は、保険契約者が保険金受取人の変更権を行使しないで死亡したときは、保険金受取人の権利は確定する旨規定しており、これによって保険契約者の意思が尊重されるとともに、保険金受取人の地位も安定したものとなる(現行商法上は、保険者の責任開始後の保険契約者による任意解除権に関する規定はないから、保険契約者は、保険期間満了までの保険料を一括して支払い、保険料の不払による契約の解除や失効を封じておけば、自己の死亡後に保険事故が発生した場合にも保険金受取人に確実に保険金を取得させることができることとなる。 )。

ところが、現行商法第657条第2項の規律については、2(4)イの(注4)において削除することを提案しており、しかも、本文では保険者の責任開始後についても任意解除権を規定していることから、保険契約者が保険金受取人に確実に保険金が支払われるようにする(保険契約者の意思を尊重する)ためには、保険料を一括で支払うとともに、保険金受取人を変更することはできないようにし(この具体的な方法については、これをした場合の法律関係とも併せてなお検討する必要がある(2(4)ア(ア)の(注3)参照。 )、さらに保険契約者の相続人が契約の任意解除をすることができないようにしておく必要があると考えられる。

このような観点から考えると、本文の解除権を放棄することは許容されるべきとも考えられるが、どうか。

## (2) 重大事由による解除(特別解約権) 【各契約共通事項】

保険者は、次に掲げる場合には、生命保険契約の解除をすることができるものとする。

- (ア) 保険契約者又は保険金受取人が保険金を取得し、又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に被保険者を死亡するに至らせ、又は至らせようとした場合
- (イ) 保険金受取人が当該保険者に対する当該契約に基づく保険金の請求について詐欺を行った場合
- (ウ) その他の当該保険者との信頼関係を損ない、当該契約を存続し難い重大な事由がある場合

の規定により保険契約の解除をした場合には、保険者は、 に掲げる事由があった後解除までの間に発生した保険事故について、保険金を支払う責任を負わないものとする。

(現行商法の関連条文)

規定なし

- (問題点) いわゆる他保険契約の告知・通知義務とも関連し、例えば、被保険者を同じくする保険契約が二以上締結され、これらの保険金額の合計額が著しく多額であることによって、当該契約を存続し難い場合を本文(ウ)に含まれると考え、又はこれを解除事由の例示として掲げるものとするについて、どのように考えるか。
- (注1) 本文は、学説上特別解約権の理論又は重大事由による解除と呼ばれ、裁判例において認められている考え方を前提としているが、その要件及び効果を明確化するため、明文においてこれを定めることを提案している。
- (注2) 本文による解除権について、例えば、本文に掲げる事由があった時から5年、保険者がこれを知った時から1か月の除斥期間を定めることについて、なお検討することとする。
- (注3) 本文(ア)及び(イ)の「保険金受取人」には、保険金請求権の譲受人、質権者等を含めない方向で、なお検討することとする。
- (注4) 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする(ただし、本文(ア)の適用はないと考えられる。 )。
- (注5) 本文の規律に反する特約〔で保険契約者、被保険者又は保険金受取人に不利なもの〕は、無効とするものとする。
- (補足) 1 本文の解除事由については、第4回会議及び第6回会議において、解除事由を過不足なく列記すべきであるとか、解除事由を更に明確にすべきである旨の指摘があったところである。

このような観点から検討し、本文では、第一読会において提案した規律を一部修正している。

まず、保険法部会資料7の第5の7の本文では、(ア)に相当する規律を明示的には解除事由として掲げていなかったが、詐欺行為があった場合(今回の資料の本文(イ)の場合)だけでなく、故意による保険事故の招致を解除事由として掲げた方が包括条項(今回の資料の本文(ウ)の場合)の解除事由も明確になる旨の指摘がされた(ただし、通常の個人保険を念頭に置けば、既遂の場合には保険者が免責とされ(3(4)の(イ),(ウ)参照)、しかも生命保険契約は失効するから、これを理由に当該契約を解除する必要はないと考えられる。)ことを受けて、これを解除事由として掲げることを提案している。

もっとも、未遂行為があったとしても、それだけで直ちに信頼関係が破壊されるわけではないとの指摘がされ、実務上の約款でも、保険金を詐取する目的又は第三者に保険金を詐取させる目的で保険事故を招致したことが要

件とされており，単に殺人未遂行為を解除事由の例示として掲げることでは広すぎるようにも考えられる（保険金受取人が複数の場合には，保険金受取人の一部について本文に掲げる事由があれば，それだけで，当該保険金受取人の指定の失効という効果ではなく，契約そのものの解除という効果を導くことになるから，これに足りる要件である必要もあるとも考えられる。）。

そこで，本文では，(ア)について「保険金を取得し，又は第三者に保険金を取得させる目的で」という限定を付した上で例示を掲げることを提案している。

なお，本文 の(イ)及び(ウ)は，保険法部会資料7の第5の7の本文 (ア)及び(イ)と同じ規律である。この本文 の(ウ)の規律に関し，同資料の（注）1において，同一の保険者又は他の保険者との間の他の保険契約における何らかの事由が当該保険契約の解除事由となるか等について問題提起し，現行実務の約款に関する裁判例の紹介もいただいたが，これらはまさに当該契約について，(ウ)に掲げる事由があるかどうかという観点から，個々の事案ごとに判断されるべき事柄であると考えられる（保険契約の重複については（問題点）参照）。また，いわゆる特約部分について本文に掲げる事由があった場合に他の契約部分（例えば，いわゆる主契約の部分）の解除をすることができるかは，これらが契約法上1つの契約であるとすれば全体として契約の解除をすることができることになろうし，2以上の契約であるとしても，1つの契約について(ア)ないし(ウ)の解除事由があることが他の契約について(ウ)の規律によって解除可能な場合もあるとも考えられる。

2 本文 は，保険法部会資料7の第5の7の本文 と同じである。

この規律について改めて説明すると，本文 は，重大事由が生じた場合に当事者間の信頼関係が破壊されたこと等を理由として，保険者に解除権を付与するための規定であるから，その事由が生ずる前に発生した保険事故については重大事由が生じたことを理由として免責とする理由はないとも考えられる（保険事故が発生した後の保険金請求に当たって詐欺行為があった場合に，当該保険事故についても免責とすること等は，本文の規律の問題ではなく，別の問題とも考えられ，第6回会議において，同様の指摘が複数されたところである）。他方で，このような趣旨からすれば，その事由があった以上は，契約の解除がされる前に発生した保険事故については，重大事由による解除を理由として免責とすることが相当と考えられることから，本文の規律を設けることを提案している。

なお， の事由が生じた後契約の解除がされるまでの間の期間に対応する保険料については，保険契約者等に対する制裁の趣旨から，返還しないこととする（保険料積立金又はいわゆる解約返戻金の返還については(5)参照）。

3 （問題点）は，いわゆる他保険契約の告知・通知義務に関連し，保険契約

が二以上締結され、その保険金額の合計額が著しく高額であるような場合を解除事由として掲げることについて、問題提起している。

従来、他保険契約の告知義務・通知義務については、損害保険契約だけに設けるか、生命保険契約や傷害・疾病保険契約についても設けるか、それとも法律上は全く規律を設けないかという形で問題提起していた( 保険法部会資料2 の第3の1(5), 保険法部会資料3 の第3の3(1)ウ(イ)参照) が、仮にこのような規律を設ける場合には、保険者が契約の解除をするのは、告知・通知義務違反があった場合だけでよいのか、つまり、理論上は、著しく多数の契約を締結したり、保険金額の合計額が著しく高額となったりしている状態で、正確に通知をする場合も想定することができるが、その場合には、保険者は通知義務違反を理由として契約の解除をすることはできないが、このような規律を設けるだけでよいのか、他保険契約の告知・通知義務が求められている趣旨・目的を徹底するとすれば、このような場合にも、一定の要件の下で契約の解除を認めることになりはしないのかという観点でも検討する必要があるとも考えられる。

なお、この点に関連し、損害保険契約の実務の約款については、「保険契約を解除し、あるいは保険金の支払を拒絶するにつき正当な事由がある」こと(東京高判平4.12.25判時1450・139)や「保険契約を解除するにつき公正かつ妥当な事由がある」こと(東京地判昭61.1.30判時1181・146)等の約款にはない要件を付加して解除の可否を判断している裁判例が多いほか、他の保険契約が契約締結時にあったとすれば、契約を締結しなかったであろうことが解除の要件として必要とされるとの指摘等もされている。

また、実務上、一般に、損害保険会社の約款においては他保険契約の告知・通知義務の規律が設けられている(共済についてはこのような規律が設けられているものと設けられていないものがあるようである。)のに対し、生命保険会社の約款においてはこのような規律は設けられていないといわれているが、生命保険会社の約款では、傷害・疾病に関する給付について、他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合が解除事由として掲げられており、保険契約者又は被保険者に対して他保険契約の告知・通知は求めていないものの、他保険契約の重複を理由として契約の解除をする余地を認めているといえることができる。

他保険契約の告知・通知義務違反による解除を主張するのは、他の保険契約の存在やその内容が判明した場合であるから、告知・通知義務を課した上でその義務違反があったかという形ではなく、端的に保険契約が重複しているという事実を前提として在るべき規律を考えることができるのであれば、その方がよいとも考えられる。

そこで、(問題点)では、告知や通知を求め、これをしなかった場合の規律という形ではなく、保険契約が重複した場合に、それを根拠に契約の解除を認めるかどうかという形で検討することとしている。

もっとも、生命保険契約は定額保険契約であるから、契約が重複した場合に関する規律を基本法に設けることの当否について検討する必要があるし、生命保険契約には保険価額という概念はないから、何をもって保険契約が著しく重複し、又は保険金額が著しく高額であるということになるのか、その判断基準は必ずしも明らかではなく、これらの点を踏まえて検討する必要がある。さらに、(問題点)に記載した点を重大事由による解除に関する規律の一環として考えることが相当か、それともこれとは別の問題として検討すべきかについて検討する必要がある(例えば、契約の重複については、本文に掲げる事由とは異なり、その契約数や保険金額が過剰な状態が解消された場合にまで解除を認める必要はないとも考えられ、また、契約締結後に生ずる事由とも限らないことから、本文に掲げる事由と並べて検討することには疑問もある)。さらに実務上の他保険契約の告知・通知義務との関係等についても、検討する必要がある。

4 (注2)では、本文の解除権の除斥期間について問題提起している。

仮に、除斥期間を定めない場合には、催告による解除権の消滅に関する規律(民法第547条)のほか、一般法理としての解除権の除斥期間(又は消滅時効)等の適用がある。そうすると、本文の解除権は、保険契約者から保険者に対して解除するかどうかを確答すべき旨の催告をし、相当の期間が経過した時又は解除権が発生してから5年若しくは10年が経過した時等に消滅することになると考えられるが、この点については保険法において明確に規定しておく方が望ましいとも考えられる(除斥期間によって保険者が契約の解除をすることができないこと(に掲げる事由があった時から5年が経過していること等)は、保険金請求権者に証明責任があると考えられる)。

### (3) 保険者の破産による解除・契約失効 【各契約共通事項】

第1の4(3)参照。

(現行商法の関連条文)

第651条 保険者カ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキハ保険契約者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス  
前項ノ規定ニ依リテ解除ヲ為サル保険契約ハ破産手続開始ノ決定ノ後三ヶ月ヲ経過シタルトキハ其効力ヲ失フ

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五

十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

(注) 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする。

#### (4) 解除の効力 【各契約共通事項】

生命保険契約の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

(現行商法の関連条文)

第644条 保険契約ノ当時保険契約者力悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者力其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

(略)

第645条 前条ノ規定ニ依リ保険者力契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

(略)

第651条 保険者力破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキハ保険契約者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

(略)

第653条 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テハ保険契約者ハ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ為スコトヲ得

第657条 保険期間中危険カ保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ著シク変更又ハ増加シタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

・ (略)

第678条 保険契約ノ当時保険契約者又ハ被保険者力悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者力其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

第六百四十四条第二項及ヒ第六百四十五条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

- (注1) 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする。
- (注2) 本文の規律の性質(強行規定か任意規定か)については、なお検討することとする。
- (補足)1 告知義務違反による解除の効力(将来効とすべきか)については、生命保険契約の終了関係のところでもまとめて検討することとしていた(第1の1(3)アの(補足)4参照)ことから、ここで検討する。

この問題は、実質的な規律(どのような場合に保険者が保険金支払義務を負い、どのような場合に保険者が免責されるか等)について定まった後に、この実質的な規律を法律上どのように構成し、法文上どのように表現すべきかという問題である。したがって、ここでどちらの見解を採用としても、告知義務違反による解除に関する実質的な規律が異なるわけではない点に留意する必要がある。

まず、1(3)エにおいて、告知されなかった事実と発生した保険事故との間に因果関係がない場合には保険金を支払うとの原則を採用した場合には、保険金を支払う根拠は保険事故発生時に保険契約が有効に成立していることに求めることになると考えられるから、この結論を導くためには、少なくともこの場合には将来効とする必要がある(さらに、損害保険契約や傷害・疾病保険契約のうち保険事故が2回以上発生し得るものを念頭に置けば、保険事故が2回発生した後に契約の解除がされ、1回目の保険事故は告知されなかった事実と因果関係がなかったが、2回目の保険事故は因果関係があったという場合も想定されるが、このような契約において解除を遡及効とすると、1回目の保険事故に基づき支払われた保険金を返還すべきことになってしまう。) 仮に原則として告知義務違反による解除の効力を遡及効とし、一定の場合(告知されなかった事実と発生した保険事故との間に因果関係がある場合等)に将来効とすることは、保険事故が発生した状況によって解除の効果が異なることにより、規律の内容が著しく複雑となることからすれば、相当ではないように思われる。

また、遡及効とすべきとされる根拠の一つとして、解除の効力を将来効とするのは保険者が保険料を返還しなくてよいとする点に専ら意味があるのだから、解除の効力は遡及効としつつ保険者が保険料を返還する必要がないという規律を設ければ足りると指摘されることがある。しかし、この点については、保険料以外に保険契約に基づく給付がされることはないのか(例えば、生存給付や配当金等)、あるとすれば、保険契約に基づいてされ、又は保険契約が有効に存在していることを前提としていたという整理をする必要はないかについても、検討する必要があると考えられる。仮に、その必要があると

すれば、遡及効としてこれらすべてについて法律上の手当てをするよりも、将来効とした上で、保険事故が発生していた場合には原則として保険者を免責とするという規律だけを設けた方が簡明な規定となると考えられる。

さらに、他の解除（重大事由による解除、危険の増加による解除等）の効力は将来効としつつ、告知義務違反による解除（しかもその一部）だけ遡及効とすることは、賃貸借契約の解除の効力に関する民法第620条等とのバランスという観点からも、その当否について検討する必要がある。告知義務違反がある場合には解除事由が契約締結時に生じているから、契約締結時まで解除の効力を遡及させるべきといわれることもあるが、上記の賃貸借契約の例は、解除事由が生じた時期と解除の効力が遡及するかどうかは論理的に直結する問題ではないことを前提としていると考えられる。

加えて、死亡保険契約については、保険事故が発生すれば契約は失効するといわれており、その後に契約を解除するという観念をすることができるのかについても検討する必要がある。すなわち、解除の効力が遡及効であれば、契約が失効した後であっても解除権を行使する意味があるが、将来効であるとすれば、契約が失効した後に解除をする意味を見出すことは困難ではないかという問題である。

この点については、告知義務違反による解除は、将来に向かって契約の効力を否定することだけでなく、発生した保険事故について保険者を免責とする（1(3)エ参照）という効果をも導くことから、生命保険契約について解除をすることは意味のあることであるとも考えられるし、そもそも現行商法第678条もそのような規律を採用しており、これで何か現実的な問題点（解除の効力を否定する裁判例がある等）が生じているわけでもない。

したがって、告知義務違反による解除についても、その効力を将来効とすることで、どうか。

2（注2）では、本文の規律を強行規定とするかどうかについて、なお検討することとしている。

この点について、第1の4(4)の（注3）では（片面的）強行規定とすることを提案していたが、例えば、損害保険契約の実務では、保険契約者が保険料の支払を怠った場合には、契約の解除とは別に保険料が支払われていない期間に発生した保険事故について保険者を免責とする旨の規律等が設けられており、これと解除の効力との関係については検討が必要と考えられる。

このような場合を含め、本文の規律を強行規定とする場合にどのような特約が許容されないこととなるのかについて検討する必要があることから、（注2）では、本文の規律の強行規定性についてなお検討することとしている。

#### (5) 保険契約が終了した場合の保険者による保険料積立金等の支払



生命保険契約が終了した場合には、保険者は、保険契約者に対し、〔一定の金額〕を支払わなければならないものとするが、その実質的な規律については、次のような方向性で考えることで、よいか。

〔一定の金額〕 = の金額のうち の金額から の金額を除いた金額  
保険契約の終了までに保険契約者が支払った保険料の総額  
将来の保険金の支払に充てるべき保険料として相当な金額  
保険事故発生率、予定利率その他の当該保険契約において保険料の計算の基礎とされるべきものを維持するために必要な金額

(現行商法の関連条文)

第653条 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テハ保険契約者ハ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ為スコトヲ得

第654条 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テ保険契約者又ハ被保険者ノ行為ニ因ラスシテ保険ノ目的ノ全部又ハ一部ニ付キ保険者ノ負担ニ歸スヘキ危険カ生セサルニ至リタルトキハ保険者ハ保険料ノ全部又ハ一部ヲ返還スルコトヲ要ス

第655条 前二条ノ場合ニ於テハ保険者ハ其返還スヘキ保険料ノ半額ニ相当スル金額ヲ請求スルコトヲ得

第680条 左ノ場合ニ於テハ保険者ハ保険金額ヲ支払フ責ニ任セス

一 被保険者カ自殺、決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ

二 保険金額ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保険者ヲ死ニ致シタルトキ但其者カ保険金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ保険者ハ其残額ヲ支払フ責ヲ免ルルコトヲ得ス

三 保険契約者カ故意ニテ被保険者ヲ死ニ致シタルトキ

前項第一号及ヒ第二号ノ場合ニ於テハ保険者ハ被保険者ノ為メニ積立テタル金額ヲ保険契約者ニ払戻スコトヲ要ス

第683条 (略)

第四百四十条、第四百五十一条、第四百五十三条、第四百五十六条及ヒ第四百五十七条ノ場合ニ於テ保険者カ保険金額ヲ支払フコトヲ要セサルトキハ被保険者ノ為メニ積立テタル金額ヲ保険契約者ニ払戻スコトヲ要ス

(問題点) 1 保険契約が終了した場合に保険者が保険契約者に支払うべき金額については、民法や消費者契約法にゆだねることとしても本文の規律を設けた場合と同様の結論を導くことができる(保険法に規定を設ける必要はない)との考え方があがるが、どうか。

2 保険契約が終了した場合のうち、本文の規律を適用すべきでない場合はあ

るか。また、本文の規律とは異なる規律とする必要がある場合はあるか。

- 3 損害保険契約が終了した場合には、基本的に、保険者は保険契約者に対していわゆる未経過保険料を返還しなければならないものとする(いわゆる保険料不可分の原則は採用しないものとする。なお、現行商法第654条及び第655条の規律を削除するものとする。)が、この規律の内容について、どのように考えるか。また、生命保険契約に関し、いわゆる保険料不可分の原則や未経過保険料と本文の規律との関係について、どのように考えるか。

(注1) 本文の請求権は、〔2年間〕〔3年間〕行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

なお、本文の消滅時効の起算点及び本文の規律の性質(強行規定か任意規定か)については、第1の3(7)の(注1)、(注2)参照。

(注2) 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする。

(注3) 本文の規律に反する特約〔で保険契約者に不利なもの〕は、無効とするものとする。

(補足)1 本文は、生命保険契約が終了した場合(契約が解除され、又は失効した場合)に保険者が保険契約者に支払うべき金額(保険料積立金等の額)について、立法論として在るべき実質的な規律(考え方)を提案するものである。

この点については、第2回会議において、実務上の契約においては、様々な算出方法がある旨の説明がされるとともに、保険契約者保護の観点から、契約法上も何らかの規律を設けることが必要であるとの指摘もあった。

他方で、本文の規律は契約法としての規律である以上、最終的には保険契約者と保険者との間の保険料積立金等の支払請求の場面で、裁判規範として働くことが予定されているものである。したがって、「保険数理」という文言をその意味するところを明らかにしないまま用いることは適切ではないように思われる。

そこで、それぞれの問題意識を踏まえた検討の結果として、本文では、実質的な規律(考え方)を提案している(法文を意識した記載ではないことについて(前注)参照)。

- 2 本文の〔一定の金額〕は、現行商法第680条第2項及び第683条第2項の「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」と基本的に同じであるが、本文では、まず立法論として在るべき規律を御検討いただくために、分析的に記載している。

(1) について

では、〔一定の金額〕の算出の基礎として、保険契約者が保険契約の終了までに支払った保険料の総額を考えることを記載している。

この点については、厳密考えると、保険料の総額にその支払の時からの子定利率(現実の運用率ではない。)によって計算した利息の額を合算した額

とするのが正確とも考えられる。

(2) について

では、将来の保険金の支払に充てるべき保険料として相当な金額を返還すべきことを記載している。

これは、裏からいえば、保険契約の終了までの期間の保険料の額として相当な金額については保険者が取得することができるということである。つまり、保険契約が終了した場合でも、契約の終了までに保険事故が発生していたとすれば、免責事由に該当する等の特段の事情のない限り、保険者は保険金を支払う責任を負っていたものであり、また既に保険金が支払われていた場合には、保険金受取人はこれを保険者に対して返還する必要はない（解除の効力に関する(4)参照）から、これらの対価としての保険料も返還する必要がないということである。

もっとも、保険料を算定するに当たっては、保険事故発生率や予定利率、予定事業費率、予定解約率等を計算の基礎としており、将来の保険金の支払に充てるべき保険料の額として相当な金額を計算するに当たっても、この計算基礎をどう設定するかが問題となるが、これは、契約の種類や内容、どのような保険者とどのような保険契約者との間の契約かなどを総合的に考慮の上で、計算基礎とすることが合理的かどうかという観点から、判断されることが考えられる（これは類似の契約における取扱い等を参考にして判断することになると考えられる。）。その結果、計算基礎として考慮することが不合理なものは、その金額の算定に当たっては考慮しないことになり、結果として、不当な計算基礎を設定した場合には、保険者はその分の保険料を取得することはできないこととなる。また、そのような計算基礎から導かれる金額の相当性についても問題となることから、ではこれらを考慮の上で金額を定めることを意図している。

(3) について

では、計算基礎を維持するために必要な金額をその金額から控除することを記載している。

保険契約においては、一定の前提的な条件をもとに保険料を算定しており、ある保険契約者に関する保険契約が途中で終了する場合に、その金額のうちその金額をそのまま保険契約者に支払うことが相当ではない場合もあると考えられる。

例えば、契約締結にかかった費用のうち未償却のものについては、保険契約者からその費用を回収する前提で計算基礎を設定していたのであれば、その分を解除に当たって保険者が取得することとしなければ、計算基礎を維持することができなくなるばかりか、結局これを他の保険契約者が負担することになり、保険契約者間の衡平を害することにもなる。

また、例えば、保険料を元手に長期間運用する前提で予定利率を定めていたところ、早期に解約された場合には、長期間運用する前提の利率では高すぎることになるから、これを調整する必要もあると考えられる。

さらに、いわゆる保険料積立金の額は、多数の保険契約者集団の全体にとって、被保険者の年齢や健康状態等のバランスがとれるように設定されていると考えられる（将来、当該保険契約者の契約における被保険者について保険事故が発生する可能性もあれば、他の保険契約における被保険者に保険事故が発生する可能性もある。）ところ、例えば、健康状態のよい被保険者の契約や年齢の若い被保険者の契約ばかりが解除されると、そのバランスが崩れ、当初の計算基礎の前提が維持困難（不可能）となることも想定される。

以上のような観点から の考え方を提案しているが、計算基礎維持のために不要なものまで不当に解約控除することは許容されないと考えるべきであることから、「必要な」という文言を記載している。

なお、保険者の破産（商法第651条）の場合や保険会社の解散（保険業法第177条）の場合には、計算基礎を維持する必要がないことから、本文の金額は零であり、本文 の金額のうち の金額をそのまま返還する必要があることになると考えられる。

- 3 本文の規律の効果は、保険契約者に本文によって算出される金額の請求権を付与する点にある。したがって、仮に解約返戻金等として支払が約定された金額がある場合において、その額が本文によって算出される金額に満たないときは、保険契約者は、その不足分の支払請求権を別途有することになる。

その不足分の有無及び額については、保険契約者に証明する責任があると考えられることになるが、本文の規律を実効あらしめるために、法律上、保険料の計算の基礎に関する一定の情報を開示する制度や、保険者の説明責任を定めるべきであるとの指摘等がされている。

- 4 （問題点）1は、本文のような実質的な規律を民法又は消費者契約法から導くことができるかについて問題提起している。

本文では、保険契約において在るべき規律を立法論として検討しているが、もし民法や消費者契約法によって同じ結論を導くことができるとすれば、このような実質的な考え方を踏まえた規律を保険法に設ける必要はないことになる。

まず、民法との関係では、本文の金額の請求を認める根拠となり得るとすれば、不当利得に関する規律（民法第703条以下）が考えられる。そこで、不当利得に関する規律によって本文の規律と同じ結論が導かれるかについて検討すると、確かに、保険契約者は、将来の保険金の支払に充てるために純保険料式によって算出される保険料よりも高い保険料を支払うこととしていたのであるから、契約の解除をした場合には、大雑把に考えると、その分は不当利

得として返還すべきということもできそうではあるが、厳密に考えると、保険者が利得をし、そのために保険契約者に損失が生じているということが出来るか（例えば、本文の金額は、これを考慮しないとすれば、結局保険料が高くなり、他の保険契約者の負担に帰することになるだけであって、これが保険者の利得といえるか等）については議論の余地もあるほか、民法の一般的な規律にゆだねるのではなく、保険法において保険契約の特殊性に応じた考え方を明示しておくことが、保険契約者が支払額を争う場面で適切な金額を算定するに当たっても有益なのではないかとも考えられる。

次に、消費者契約法(特に同法第9条第1号)との関係について検討すると、  
の金額が同号にいう「損害賠償の額」又は「違約金」に当たると考えるとすれば、  
の金額が「平均的な損害」を超えるかどうか問題となり、これを超える分については返還請求を認めることになるだろうが、そもそも実務上の契約において、  
の金額から  
の金額を「損害賠償の額」又は「違約金」として控除することとしているとみることが出来るかという問題があるほか、本文は、保険料算定に当たっての計算基礎を維持するという発想に基づく規律であるから、消費者契約法の「平均的な損害」に当たるかどうかという観点で考えることは実態にそぐわず、むしろ保険契約の本質からすれば控除可能とすべきものについて控除することはできないという結論になるおそれもあるようにも考えられる。さらに、同条は「消費者契約の解除」に関する規律であるところ、契約の失効の場合にも同様の規律となるのかということも明らかではない。

以上の点を踏まえ、(問題点)1について検討する必要がある。

(参考)

民法(明治29年法律第89号)

(不当利得の返還義務)

第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

(悪意の受益者の返還義務等)

第704条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

消費者契約法(平成12年法律第61号)

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第9条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 (略)

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第10条 民法、商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の公の秩序に関し

ない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

5 (問題点) 2は、本文の規律の適用範囲について問題提起するものである。

現行商法上、いわゆる告知義務違反による解除(同法第678条)と保険契約者の故意による保険事故の招致による契約の失効(同法第680条第1項第3号)の場合については、「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を払い戻す旨の規律は設けられていない。

このうち告知義務違反による解除については、いわゆる解約返戻金を返還すべきとの立法論的な提案がされており、実務上もこれを支払うのが通例であることを踏まえ、本文の規律によるべきこととしてよいとも考えられる。

また、保険契約者による保険事故の招致の場合については、実務上解約返戻金相当額を支払うこととしている例もあるようであり、法律上もそのような立場を採用すべきかどうかについて、検討する必要がある。

なお、現行商法第683条第2項には「保険者カ保険金額ヲ支払フコトヲ要セサルトキハ」という文言があり、このような規律とする必要があるとも考えられる。

これ以外にも、本文の規律とは異なる規律とする必要がある場合はあるかについても併せて検討する必要がある(保険者の破産又は保険会社の解散の場合については(補足)2(3)参照)。

6 いわゆる保険料不可分の原則(保険法部会資料2の第3の2(2)の(補足)参照。保険期間中に契約が解除された場合だけでなく、保険料が減額された場合にも同様のことが問題となる。)については、第2回会議において御審議いただき、基本的にこれを採用しないことでよいとの意見が出されたところである(もっとも、同会議においては、例外的に保険期間中に契約の解除がされても保険料を返還することができない契約の例も紹介された。)

そこで、(問題点)3では、これを基本的に採用せず、保険者は、いわゆる未経過保険料を保険契約者に対して支払うことを提案しつつ、これについて法律上の規律を設ける必要があるか、あるとすればその内容をどのように考えるべきかについて、問題提起している。

これについては、法律上保険料不可分の原則を採用しないことが基本的な立場であるとするれば、契約の解除がされた日以降の保険料は返還すべきことになり、その場合は日割りによって計算することになるとも考えられ、そもそもそのような規律とすることの当否、そのような結論が当然に導かれるのかについて検討する必要がある(例えば、保険契約と同じく継続的契約である賃貸借契約においては、期間途中で契約の解除がされ目的物の明渡しがされれば、特約がない限り、賃貸人はそれ以降の賃料を取得する根拠を失う結果、既払賃料の

一部を精算することになると考えられる。)。仮にそのような結論となることが相当ではないとか、相当ではあるが当然にはそのような結論が導かれずれば、保険法に何らかの特則を設ける必要があることになり、その特則の内容についても検討する必要がある。

さらに、(問題点)3では、生命保険契約に関し、本文の規律との関係についても問題提起している。

具体的には、保険料積立金も未経過保険料も将来に発生する保険事故に備える趣旨で支払われたものという点で共通するとみることにも思われるが、生命保険契約において、両者を別々に考える必要があるのか、必ずしも明らかではない。

この点については、保険料一括払の契約、年払の契約、月払の契約とを分けて考える必要があるようにも考えられ、このうち年払の契約については、第2回会議において、途中で契約を解除した場合には、少なくとも月払で計算して保険料を返還すべきである旨の指摘がされたことから、改めてこの点についても検討する必要がある。

なお、損害保険契約のいわゆる積立保険と呼ばれているものに関する規律を保険法に設ける必要性についても併せて検討する必要がある。

## (6) 保険料の返還請求権の消滅時効 【各契約共通事項】

第1の4(5)参照。

(現行商法の関連条文)

第663条 保険金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ二年保険料支払ノ義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

(注) 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする。